

特定入居(住宅替え)事由	
登録番号	—

特定入居(住宅替え)願

平成 年 月 日

大阪府知事 様

次のとおり特定入居(住宅替え)をお願いします。

※太枠内のみ記入してください。

府営	住宅	棟	号
名義人			印
自宅電話番号 ()		—	
フリガナ			
勤務先名			
勤務先電話番号 ()		—	

事由 (該当番号を○で囲んでください。)	1. 災害 2. 公営住宅の借り上げに係る契約の終了 3. 公営住宅の建替事業等 4. 公営住宅の用途廃止 5. 世帯員の増加又は減少等 6. 加齢、病気等による階段の昇降困難等 ※対象者氏名を記入すること (階段の昇降困難 ・ 親子近居 ・ 身障浴室有 (対象者氏名:)) 7. 公営住宅の相互交換 8. 世帯構成及び心身の状況 9. 作業所への通所										
	左:姓 右:名 上段:カナ 下段:漢字	性別 1:男 2:女	続柄	生年月日	年	月	日	年齢	職業等	いつから	
同居者		1:男 2:女	1. 本人	1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成					1 会社員・アルバイト 2 事業その他 3 年金受給者 4 生活保護 5 学生等 6 無職 7 その他 ()	年 月	
		1:男 2:女	2. 配偶者 3. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他 ()	1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成					1 会社員・アルバイト 2 事業その他 3 年金受給者 4 生活保護 5 学生等 6 無職 7 その他 ()	年 月	
		1:男 2:女	2. 配偶者 3. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他 ()	1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成					1 会社員・アルバイト 2 事業その他 3 年金受給者 4 生活保護 5 学生等 6 無職 7 その他 ()	年 月	
		1:男 2:女	2. 配偶者 3. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他 ()	1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成					1 会社員・アルバイト 2 事業その他 3 年金受給者 4 生活保護 5 学生等 6 無職 7 その他 ()	年 月	
		1:男 2:女	2. 配偶者 3. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他 ()	1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成					1 会社員・アルバイト 2 事業その他 3 年金受給者 4 生活保護 5 学生等 6 無職 7 その他 ()	年 月	
		1:男 2:女	2. 配偶者 3. 子 4. 父母 5. 祖父母 6. 義父母 7. 孫 8. その他 ()	1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成					1 会社員・アルバイト 2 事業その他 3 年金受給者 4 生活保護 5 学生等 6 無職 7 その他 ()	年 月	

(備考欄)

	住宅名 (コード)	棟号室	寝室数	居間	階層	浴室	浴槽
現住戸	住宅 ()	棟 号	寝室	有・無	階	有・無	有・無
あっせん予定住戸	住宅 ()	棟 号	寝室	有・無	階	有・無	有・無
備考	(受付日:平成 年 月 日)			滞納		有・無	
				減免		有・無	

●共通要件

- 1 大阪府営住宅条例第4条1項及び2項で定める収入金額を超えないこと。暴力団員でないこと。
- 2 過去に同一の事由により特定入居（住宅替え）のあっせんを受けたことがないこと。

（注意事項）

- 1 事由5世帯員の増加等については、入居承認を受けた全員が、現住戸に1年以上居住していること。
- 2 事由6のうち親子近居については、親世帯または子世帯が、互いに介助又は子育てのために近接した住宅に転居を希望する場合で、相手世帯が現住居に1年以上居住していること。
- 3 現住戸の定められた補修費を支払うこと。
- 4 登録者に対し、あき家の発生があれば、登録順に住戸をあっせんします。
 なお、登録後、あき家の発生が少ない場合等は、特定入居（住宅替え）に時間を要する場合があります。
- 5 特定入居（住宅替え）の登録有効期間は、1年間です。1年を超えて住戸のあっせんがない場合は、改めて特定入居（住宅替え）願及び必要書類を提出してください。期間内に提出が無い場合は登録を取消します。
- 6 次の場合は特定入居（住宅替え）登録の取消又は失格とします。
 - （1）特定入居（住宅替え）願、その他提出書類の記載事項が事実と違う場合
 - （2）現在の住宅において家賃を滞納している場合

●特定入居（住宅替え）に必要な書類

- 1 特定入居（住宅替え）願
- 2 続柄が記載された世帯全員の住民票の写し
- 3 最新の住民税課税証明書
- 4 収入に関する書類（右表参照）
 - ※ただし、事由2～4の場合は提出不要
 - ※無職の場合は、退職済証明書（給与所得者）、廃業届のコピー（事業所得者等）税務署・府税事務所受付済のもの
 - ※学生の場合は、扶養義務者の住民税課税証明書で扶養親族であることを確認できれば、在学証明書・生徒手帳・学生証等のコピーで可
- 5 誓約書

●事由及び世帯の状況によって必要となる書類

- 1 事由6
 - （1）階段の昇降困難の場合
 - 恒常的に昇降困難である事がわかる診断書（60歳以上の方は原則不要。ただし、2階から又は1階に半階段がある住戸からの住宅替えを必要とする場合を除く。）または、身体障がい者手帳
 - （2）親子近居の場合
 - ア 近接する相手世帯全員の住民票の写し
 - イ 申込者と近接する相手との親子関係がわかる戸籍謄本
 - ウ 近接する相手世帯の家屋の賃貸契約書又は登記簿謄本等
- 2 その他（戸籍謄本または附票、身体障がい者手帳・療育手帳等）

所得の種類	提出時期	必要書類
給与所得	1月～5月	前年分所得の源泉徴収票 （前年途中から就職した場合は、給与等支払証明書）
	6月～12月	（前年途中から就職した場合は、給与等支払証明書）
年金所得	1月～5月	源泉徴収票か、改定通知書 または最新月の振込通知書
	6月～12月	改定通知書または振込通知書
事業所得	1月～ 2月15日	前年分所得の収支明細書 （前年途中から開業した場合は、開業届のコピー）
	2月16日～ 5月	前年分所得の確定申告の控 （前年途中から開業した場合は、前年分所得の収支明細書および開業届のコピー）
	6月～12月	（前年途中から開業した場合は、前年分所得の収支明細書および開業届のコピー）
生活保護受給者	1月～12月	生活保護受給証明書 （住民税課税証明書は不要です）

